

消表対第448号
令和6年4月25日

エステー株式会社
代表執行役 上月 洋 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「M o r i L a b o ナイトケア花粉バリアポット」と称する商品（以下「本件商品①」という。）、「M o r i L a b o 花粉バリアスティック」と称する商品（以下「本件商品②」という。）、「M o r i L a b o 花粉バリアシール」と称する商品（以下「本件商品③」という。）及び「M o r i L a b o 花粉バリアスプレー」と称する商品（以下「本件商品④」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件4商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件4商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件商品①、本件商品②及び本件商品③を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、令和5年3月28日から同年9月29日までの間、「エステー製品サイト」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト①」という。）において、「香りで花粉をガード※ 花粉を直接覆って、アレル物質の働きを引き下げる」、「ナイトケア花粉バリアポット」及び「森のチカラでヘルスケア（モリラボ） M o r i L a b o ®」との記載と共に、人物の横顔の画像、半透明の六角形の集合体のイラスト、黄土色・黄色・緑色の各粒形のイラスト及び本件商品①の商品パッケージの画像等を表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり同表「対象商品」欄

記載の商品を使用するだけで、トドマツ精油の香りの成分が、浮遊するスギ花粉を含む花粉をガードする効果及びスギ花粉をコーティングすることによりアレル物質の働きを低減する効果等の同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

- (イ) 貴社は、本件商品④を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和5年3月28日から同年6月9日までの間、自社ウェブサイト①において、マスクを着用した人物の画像と共に、「M o r i L a b o[®] 花粉に直接アプローチ 次世代の花粉対策」、「花粉をWブロック※1」、「※1 スプレー時には、顔や髪の毛のまわりに浮遊するスギ花粉をコーティングすることにより、アレル物質の働きを低減します。スプレー後には、肌や髪の毛の表面をバリア層が包み込み、空気中のスギ花粉の付着を抑制します。」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品④を使用するだけで、スギ花粉を含む花粉が付着することをブロックする効果、及び本件商品④に含まれるトドマツ精油の香りの成分が、顔や頭髮の周りにおいて浮遊するスギ花粉をコーティングすることによりアレル物質の働きを低減する効果が得られるほか、顔や頭髮の周辺の空間に浮遊するウイルスが付着することを99%ブロックする効果等の同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、それぞれ、本件4商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件4商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件4商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) エステー株式会社（以下「エステー」という。）は、東京都新宿区下落合一丁目4番10号に本店を置き、芳香剤・消臭剤・脱臭剤等の製造及び販売等を営む事業者である。
- (2) エステーは、本件4商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。

(3) エステーは、本件４商品に係る別表１及び別表２「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体の表示内容を自ら決定している。

(4)ア(イ) エステーは、本件商品①、本件商品②及び本件商品③を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、令和５年３月２８日から同年９月２９日までの間、自社ウェブサイト①において、「香りで花粉をガード※ 花粉を直接覆って、アレル物質の働きを引き下げる」、「ナイトケア花粉バリアポット」及び「森のチカラでヘルスケア（モリラボ） M o r i L a b o ㊞」との記載と共に、人物の横顔の画像、半透明の六角形の集合体のイラスト、黄土色・黄色・緑色の各粒形のイラスト及び本件商品①の商品パッケージの画像等を表示するなど、別表１「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり同表「対象商品」欄記載の商品を使用するだけで、トドマツ精油の香りの成分が、浮遊するスギ花粉を含む花粉をガードする効果及びスギ花粉をコーティングすることによりアレル物質の働きを低減する効果等の同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(イ) エステーは、本件商品④を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和５年３月２８日から同年６月９日までの間、自社ウェブサイト①において、マスクを着用した人物の画像と共に、「M o r i L a b o ㊞ 花粉に直接アプローチ 次世代の花粉対策」、「花粉をWブロック※１」、「※１ スプレー時には、顔や髪の毛のまわりに浮遊するスギ花粉をコーティングすることにより、アレル物質の働きを低減します。スプレー後には、肌や髪の毛の表面をバリア層が包み込み、空気中のスギ花粉の付着を抑制します。」等と表示するなど、別表２「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品④を使用するだけで、スギ花粉を含む花粉が付着することをブロックする効果、及び本件商品④に含まれるトドマツ精油の香りの成分が、顔や頭髮の周りにおいて浮遊するスギ花粉をコーティングすることによりアレル物質の働きを低減する効果が得られるほか、顔や頭髮の周辺の空間に浮遊するウイルスが付着することを９９％ブロックする効果等の同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第５条第１号に該当する表示か否かを判断するため、同法第７条第２項の規定に基づき、エステーに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、エステーは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該

資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、エステーが自己の供給する本件4商品の取引に関し行っていた表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件4商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
本件商品①	令和3年12月31日から令和5年11月16日までの間	商品パッケージ	・「花粉を香りでガード※」 ・「就寝中も寝起きも爽快」 ・「※本品に配合されているトドマツ精油は、スギ花粉をコーティングすることにより、アレル物質の働きを低減するという研究成果が報告されています。」 ・「香りで花粉をガードするしくみ」、「イメージ図」、「香りのバリエーション」、「花粉（アレル物質）」及び「トドマツ香り成分がスギ花粉をコーティング」との記載と共に、ベッドに横たわる人物のイラスト、本件商品①のイラスト、緑色の楕円形のイラスト及び黄色・緑色の各粒形のイラスト ・「寝室に置くだけで、北海道のトドマツから抽出された香り成分配合の薬液が、まわりに浮遊する花粉をガード※します。」	寝室に置く	本件商品①に含まれるトドマツ精油の香りの成分が、寝室において浮遊するスギ花粉を含む花粉をガードする効果及びスギ花粉をコーティングすることによりアレル物質の働きを低減する効果
			(別添写し1-1)		
			・「花粉対策品」 ・「花粉を香りでガード※1」		
	令和5年3月28日から同年9月29日までの間	自社ウェブサイト①	(別添写し1-2-1)		本件商品①に含まれるトドマツ精油の香りの成分が、寝室において浮遊するスギ花
			・「花粉対策品」		

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			・「シーンに合わせて選べる、さまざまな花粉対策品を取り揃えております。」 ・「『Mor i L a b o（モリラボ） ナイトケア花粉バリアポット』は、寝室に置くだけ。北海道のトドマツから抽出された香り成分配合の薬液が浮遊する花粉をガードします。」 ・「花粉を香りでガード※1」（別添写し1-2-2）		粉を含む花粉をガードする効果及びスギ花粉をコーティングすることによりアレルギー物質の働きを低減する効果
			・「香りで花粉をガード※ 花粉を直接覆って、アレルギー物質の働きを引き下げる」、「ナイトケア花粉バリアポット」及び「森のチカラでヘルスケア（モリラボ） Mor i L a b o®」との記載と共に、人物の横顔の画像、半透明の六角形の集合体のイラスト、黄土色・黄色・緑色の各粒形のイラスト及び本件商品①の商品パッケージの画像 ・「花粉を香りでガード※1」 ・「●寝室に置くだけで、北海道のトドマツから抽出された香り成分配合の薬液が、まわりに浮遊する花粉をガード※1します。」 ・「※1 本品に配合されているトドマツ精油は、スギ花粉をコーティングすることにより、アレルギー		

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			物質の働きを低減するという研究成果が報告されています。」 ・「香りで花粉をガードするしくみ」、「イメージ図」、「香りのバリア層」、「花粉（アレル物質）」及び「トドマツ香り成分がスギ花粉をコーティング」との記載と共に、ベッドに横たわる人物のイラスト、本件商品①のイラスト、緑色の楕円形のイラスト及び黄色・緑色の各粒形のイラスト ・本件商品①の商品パッケージの画像と共に、「寝室に置くだけ 香りで花粉をガード」との記載のある映像 (別添写し1-2-3)		
		「Morillaブランドサイト」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト②」という。）	・「花粉に直接アプローチ 花粉を直接覆って、アレル物質の働きを引き下げる次世代の花粉対策」及び「Morillaナイトケア花粉バリアポイント」との記載と共に、人物の横顔の画像、半透明の六角形の集合体のイラスト、黄土色・黄色・緑色の各粒形のイラスト及び本件商品①の商品パッケージの画像 ・「かおり研究を進めるエステーが画期的な花粉対策となる新たな技術を発見。」		

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			・「花粉に直接アプローチするしくみ。」 ・「スギ花粉をコーティングすることにより、アレルギー物質の働きを低減します。」 ・「寝室に置くだけで花粉をガード※」 ・「寝室に置くだけで、北海道のトドマツから抽出された香り成分配合の薬液が、まわりに浮遊する花粉をガード※します。」 ・「イメージ図」、「香りのバリア層」、「花粉（アレルギー物質）」及び「トドマツ香り成分がスギ花粉をコーティング」との記載と共に、ベッドに横たわる人物のイラスト、本件商品①のイラスト、緑色の楕円形のイラスト及び黄色・緑色の各粒形のイラスト ・本件商品①の商品パッケージの画像と共に、「寝室に置くだけで花粉をガードする画期的…」及び「寝室に置くだけ 香りで花粉をガード」との記載のある映像 (別添写し１－３)		
		自社ウェブサイト①又は自社ウェブサイト②の	・「エステールが発見した画期的花粉対策。それはトドマツの香り。」との音声と共に、「エステールが発見した画期的花粉対策」及び「トドマツの香り」		

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
		それぞれにおいて、本件商品①の商品パッケージの画像と共に、「寝室に置くだけ香りで花粉をガード」との記載のある映像をクリップすると再生される動画	との記載並びに植物の画像及び本件商品①の画像のある映像 ・「その香り成分が寝室内に浮遊する花粉をしっかりとガードします。香りで花粉をガード。」との音声と共に、「トドマツの香り 浮遊する花粉をガード！」又は「香りで花粉をガード！」との記載並びに本件商品①を置いた寝室の画像及び黄色・緑色の各粒形のイラストのある映像 ・「花粉をずーっとガードするから、就寝時はもちろん、寝起きも爽快。特許取得済み。」との音声と共に、「花粉をずーっとガード 就寝時も、」との記載、本件商品①の画像及び人物が横たわる画像のある映像並びに「就寝時も、寝起きも爽快！」、「特許取得済み！」との記載及び人物の横顔・後ろ姿の画像のある映像 ・「香りで花粉をしっかりとガード。」との音声と共に、「香りで花粉をしっかりとガード！」との記載及び本件商品①の商品パッケージの画像のある映像		
本件商品②	令和元年12月	商品パッケージ	・「花粉を香りでガード※」 (別添写し1-4)	マスクの外側に	本件商品②に含まれ

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
	12日から令和4年2月10日までの間		・「※本品に約10%配合されているトドマツオイル本体は、スギ花粉をコーティングすることにより、アレル物質の働きを低減するという研究成果が報告されています。」 ・「北海道のトドマツから抽出された香り成分配合の薬剤を、マスクの外側に塗るだけで、マスクまわりに浮遊する花粉をガード※します。」 ・「[香りで花粉をガード※するしくみ]」、「イメージ図」、「香りのバリエーション」、「花粉（アレル物質）」及び「トドマツ香り成分がスギ花粉をコーティング」との記載と共に、マスクを着用した人物の横顔のイラスト、緑色の円形のイラスト及び黄色・緑色の各粒形のイラスト (別添写し2-1)	塗る	トドマツ精油の香りの成分が、マスクの周りにおいて浮遊するスギ花粉を含む花粉をガードする効果及びスギ花粉をコーティングすることによりアレル物質の働きを低減する効果
	令和5年3月28日から同年9月29日までの間	自社ウェブサイト①	・「花粉対策品」 ・「香りで花粉をガード※」 (別添写し1-2-1) ・「花粉対策品」 ・「シーンに合わせて選べる、さまざまな花粉対策品を取り揃えております。」 ・「Morilabo (モリラボ) 花粉バリアス		本件商品②に含まれるトドマツ精油の香りの成分が、マスクの周りにおいて浮遊するスギ花粉を含む花粉をガードする効果及びスギ花粉をコー

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			ティック』は、マスクの外側に塗るだけでマスクまわりに浮遊する花粉をガードします。」 ・「香りで花粉をガード※」 (別添写し1-2-2) ・マスクを着用した人物の画像と共に、「Mor i Labo 花粉に直接アプローチ 次世代の花粉対策」 ・「香りで花粉をガード※」 ・「●北海道のトドマツから抽出された香り成分配合の薬剤を、マスクの外側に塗るだけで、マスクまわりに浮遊する花粉をガード※します。」 ・「※本品に約10%配合されているトドマツ精油は、スギ花粉をコーティングすることにより、アレルギー物質の働きを低減するという研究成果が報告されています。」 ・「花粉をブロックする仕組み」、「香りで花粉をガード」、「イメージ図」、「トドマツ香り成分がスギ花粉をコーティング」、「花粉（アレルギー物質）」、「香りのバリア層」及び「本品に約10%配合されているトドマツオイル精油は、スギ花粉をコーティングすることにより、アレルギー物質の働きを低減す		ティングすることによりアレルギー物質の働きを低減する効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			という研究成果が報告されています。」との記載と共に、マスクを着用した人物の横顔のイラスト、緑色の円形のイラスト及び黄色・緑色の各粒形のイラスト ・「北海道トドマツから抽出された香り成分の薬剤を、マスクの外側に塗るだけで、マスクまわりに浮遊する花粉をガードします。」 ・「香りで花粉をガードするしくみ」及び「香りのバリア層（香りが広がる範囲）」との記載のある映像 (別添写し２－２)		
		自社ウェブサイ ト①における本 件商品②の紹介 ページにおい て、「香りで花粉 をガードするし くみ」及び「香 りのバリア層 （香りが広がる 範囲）」との記載	・「マスクに塗るだけ。香りで花粉をガードする。」との音声と共に、「香りで花粉をガード！？※」及び「※本品に約１０％配合されているトドマツオイル本体は、スギ花粉をコーティングすることに より、アレルギー物質の働きを低減するという研究成果が報告されています。」との記載並びにマスクを着用した人物の画像のある映像 ・「画期的な花粉対策。」との音声と共に、「画期的な花粉対策」との記載のある映像 ・「北海道のトドマツから抽出された香り成分がマ		

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
		のある映像をク リックすると再 生される動画	スクの周りに香りのバリア層を作ります。すると、バリア層に入ってきたススギ花粉を香り成分がコーティング。花粉自体のアレル物質の働きを低減してくれます。」との音声と共に、「香りで花粉をガードするしくみ」、「※特許取得済 第6124340号」及び「香りのバリア層（香りが広がる範囲）」との記載並びにマスクを着用した人物が本件商品②をマスクの表面に塗る画像、マスクを着用した人物の頭部が「香りのバリア層」と称する緑色の層で覆われるイメージ図及び赤色の粒子が浮遊するイメージ図のある映像 ・ 「香りで花粉をガードするしくみ」、「※特許取得済 第6124340号」、「香り成分がススギ花粉をコーティング」及び「花粉自体のアレル物質の働きを低減！！」との記載並びにマスクを着用した人物の頭部が「香りのバリア層」と称する緑色の層で覆われると共に、赤色の粒子の周囲を黄色の粒形のもので覆うイメージ図のある映像 ・ 「マスクに塗るだけ。香りで花粉をガード。他にはないモリラボ花粉バリアステイックがさらに魅力的になって登場です。」との音声と共に、		

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			「リニューアル」、「Morilabo 花粉バリアスティック」及び「好評発売中」との記載並びに本件商品②の商品パッケージの画像のある映像 (別添写し2-3)		
本件商品③	令和2年12月11日から令和5年3月3日までの間	商品パッケージ	・「花粉を香りでガード※」 ・「※本品に約30%配合されているトドマツ精油は、スギ花粉をコーティングすることにより、アレルギー物質の働きを低減するという研究成果が報告されています。」 ・「北海道のトドマツから抽出された香り成分入りのシールをピタッと貼るだけで、顔のまわりに浮遊する花粉をガード※します。」 ・「[香りで花粉をガード※するしくみ]」、「イメージ図」、「香りのバリア層」、「花粉（アレルギー物質）」及び「トドマツ香り成分がスギ花粉をコーティング」との記載と共に、人物の横顔のイラスト、緑色の円形のイラスト及び黄色・緑色の各粒形のイラスト (別添写し3-1)	衣類の襟に貼る	本件商品③に含まれるトドマツ精油の香りの成分が、顔の周りにおいて浮遊するスギ花粉を含む花粉をガードする効果及びスギ花粉をコーティングすることによりアレルギー物質の働きを低減する効果
	令和5年3月2	自社ウェブサイ	・「花粉対策品」	顔の近く（衣類の	本件商品③に含まれ

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
	8日から同年9月29日までの間	ト①	・「花粉を香りでガード※」 (別添写し1-2-1) ・「花粉対策品」 ・「シーンに合わせて選べる、さまざまな花粉対策品を取り揃えております。」 ・『M o r i L a b o (モリラボ) 花粉バリアシール』は、北海道のトドマツから抽出された香り成分入りのシールを顔の近く(衣類の襟などに貼るだけで、顔のまわりの花粉をガード。) ・「花粉を香りでガード※」 (別添写し1-2-2) ・マスクを着用した人物の画像と共に、「M o r i L a b o 花粉に直接アプローチ 次世代の花粉対策」 ・「花粉を香りでガード※」 ・「●北海道のトドマツから抽出された香り成分入りのシールをピタッと貼るだけで、顔のまわりに浮遊する花粉をガード※します。」 ・「※本品に約30%配合されているトドマツ精油は、スギ花粉をコーティングすることにより、アレルギー物質の働きを低減するという研究成果が報	襟等) に貼る	るトドマツ精油の香りの成分が、顔の周りにおいて浮遊するスギ花粉を含む花粉をガードする効果及びスギ花粉をコーティングすることによりアレルギー物質の働きを低減する効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
			告されています。」 ・「花粉をブロックする仕組み」、「香りで花粉をガード」、「イメージ図」、「トドマツ香り成分がスギ花粉をコーティング」、「花粉（アレル物質）」、「香りのバリア層」及び「本品に約30％配合されているトドマツオイル精油は、スギ花粉をコーティングすることにより、アレル物質の働きを低減するという研究成果が報告されています。」との記載と共に、人物の横顔のイラスト、緑色の円形のイラスト及び黄色・緑色の各粒形のイラスト ・「北海道のトドマツから抽出された香り成分入りのシールをピタッと貼るだけで、顔のまわりに浮遊する花粉をガードします。」 (別添写し3-2)		

別表2

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
令和2年12月25日から令和5年4月3日までの間	商品本体及び台紙	・「花粉をWブロック※」 ・「※スプレー時には、顔や髪の毛のまわりに浮遊するスギ花粉をコーティングすることにより、アレルギー物質の働きを低減します。スプレー後には、肌や髪の毛の表面をバリア層が包み込み、空気中のスギ花粉の付着を抑制します。」 ・「顔や髪にシュースとスプレーするだけで花粉をWブロック※します。」 ・「[花粉をWブロック※するしくみ]」、「イメージ図」、「スプレー時」、「花粉（アレルギー物質）」、「ドマツ香り成分がスギ花粉をコーティング」、「アレルギー物質の働きを低減」、「スプレー後」及び「飛んでくる花粉の付着をブロック」との記載と共に、人物の顔にスプレーを噴霧するイラスト、黄色・緑色の各粒形のイラスト、人物の横顔のイラスト、緑色の円形のイラスト、黄色の粒形のイラスト及び下向きの矢印 ・「スプレーでウイルスも99%ブロック※」（別添写し4-1-1及び別添写し4-1-2）	顔や頭髪にスプレーする	顔や頭髪周辺のスギ花粉を含む花粉が付着することをブロックする効果、及び本件商品④に含まれるドマツ精油の香りの成分が、顔や頭髪の周りにおいて浮遊するスギ花粉をコーティングすることによりアレルギー物質の働きを低減する効果が得られるほか、顔や頭髪の周辺の空間に浮遊するウイルスが付着することを99%ブロックする効果
令和5年3月	自社ウェブサイト	・「花粉対策品」		顔や頭髪周辺のスギ花粉を含む花粉

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
28日から同年6月9日までの間	イト①	・「花粉をWブロック※1」 (別添写し1-2-1) ・「花粉対策品」 ・「シーンに合わせて選べる、さまざまな花粉対策品を取り揃えております。」 ・「『Mor i L a b o (モリラボ) 花粉バリアスプレー』は、顔や髪の毛のまわりにシュッとスプレーするだけで花粉をWブロック。ウイルスも99%ブロックします。」 ・「花粉をWブロック※1」 (別添写し1-2-2)		が付着することをブロックする効果、及び本件商品④に含まれるトドマツ精油の香りの成分が、顔や頭髮の周りにおいて浮遊するススギ花粉をコーティングすることによりアレル物質の働き又は動きを低減する効果が得られるほか、顔や頭髮の周辺の空間に浮遊するウイルスが付着することを99%ブロックする効果
		・マスクを着用した人物の画像と共に、「Mor i L a b o 花粉に直接アプローチ 次世代の花粉対策」 ・「花粉をWブロック※1」 ・「※1 スプレー時には、顔や髪の毛のまわりに浮遊するススギ花粉をコーティングすることにより、アレル物質の働きを低減します。スプレー後は、肌や髪の毛の表面をバリア層が包み込み、空気中のススギ花粉の付着を抑制します。」 ・「花粉をブロックする仕組み」、「スプレーするだ		

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
令和5年6月16日から同年9月29日までの間		けで花粉をWブロック」、「スプレー時」、「花粉（アレル物質）」、「アレル物質の動きを低減」、「トドマツ香り成分がスギ花粉をコーティング」、「スプレー後」及び「飛んでくる花粉の付着をブロック」との記載と共に、人物の顔にスプレーを噴霧するイラスト、黄色・緑色の各粒形のイラスト、人物の横顔のイラスト、緑色の円形のイラスト、黄色の粒形のイラスト及び下向きの矢印 ・「顔や髪にシュエツとスプレーするだけで花粉をWブロックします。」 (別添写し4-2-1)		顔や頭髮周辺のスギ花粉を含む花粉が付着することをブロックする効果、及び本件商品④に含まれるトドマツ精油の香りの成分が、顔や頭髮の周りにおいて浮遊するスギ花粉をコーティングすることによりアレル物質の働きを低減する効果が得られるほか、顔や頭髮の周辺の空間に浮遊するウィルスが付着することを99%ブロック
		・「花粉対策品」 ・「花粉をWブロック※1」 (別添写し1-2-1)		
		・「花粉対策品」 ・「シーンに合わせて選べる、さまざまな花粉対策品を取り揃えております。」 ・『Mor i L a b o (モリラボ) 花粉バリアスプレー』は、顔や髪のまわりにシュエツとスプレーするだけで花粉をWブロック。ウィルス		

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
		も99%ブロックします。」 ・「花粉をWブロック※1」 (別添写し1-2-2) ・マスクを着用した人物の画像と共に、「Mor i L a b o 花粉に直接アプローチ 次世代の 花粉対策」 ・「花粉をWブロック※1」 ・「※1 スプレー時には、顔や髪の毛のまわりに浮遊 するスギ花粉をコーティングすることにより、 アレル物質の働きを低減します。スプレー後に は、肌や髪の毛の表面をバリア層が包み込み、空気 中のスギ花粉の付着を抑制します。」 ・「花粉をブロックする仕組み」、「スプレーするだ けで花粉をWブロック」、「スプレー時」、「花粉 (アレル物質)」、「アレル物質の働きを低減」、 「トドマツ香り成分がスギ花粉をコーティン グ」、「スプレー後」及び「飛んでくる花粉の付 着をブロック」との記載と共に、人物の顔にス プレーを噴霧するイラスト、黄色・緑色の各粒 形のイラスト、人物の横顔のイラスト、緑色の 円形のイラスト、黄色の粒形のイラスト及び下		ツクする効果

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
		向きの矢印 ・「顔や髪にシュースとスプレーするだけで花粉をWブロックします。」 (別添写し 4-2-2)		